

改正

令和元年 8 月19日鋸南町規則第12号

鋸南町元名採石場跡地の使用に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鋸南町元名採石場跡地の使用に関する条例（平成30年鋸南町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び届出)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をするため鋸南町元名採石場跡地（以下「採石場跡地」という。）を使用しようとする者は、鋸南町元名採石場跡地使用許可申請書（様式第 1 号）及び誓約書（様式第 1 号の 2）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、採石場跡地使用しようとする日の30日前から 5 日前までの間に行わなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

3 次条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに鋸南町元名採石場跡地使用許可変更申請書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

(使用の許可等)

第 3 条 町長は、前条第 1 項又は第 3 項の申請を適当と認めたときは、鋸南町元名採石場跡地使用許可書（様式第 3 号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の使用の許可を受けた者は、採石場跡地の使用に当たり、許可書を常時携帯し、必要に応じて提示するものとする。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 4 条第 3 項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、鋸南町元名採石場跡地使用料減免申請書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

2 使用料の減額又は免除を行う場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 鋸南町が主催する行事の場合にあつては、使用料の100パーセントの額

(2) 国又は他の地方公共団体が使用する場合で、鋸南町が共催する行事の場合にあつては、使用料の50パーセントの額

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、当該使用の目的が町の活性化に資すると町長が特に認める場合にあつては、その状況により町長が定める額

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 8 月19日鋸南町規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。